

ナミイタの使用範囲一覧表

分類		適応部位		防火・準防火地域	法22条指定地域	その他	
不燃性の物品を保管する倉庫等の屋根	ポリカナミタ アルミニウム 合金製下地屋根 (DW-0114(1)) 鋼製下地屋根 (DW-0114(2))	スケート場、水泳場、 スポーツの練習場 その他これに類する 運動施設	その他これに類する運動施設 ・テニス練習場 ・ゲートボール場 ・スポーツ専用で収納可燃物 がほとんどなく、見通しの よい用途	屋根	延焼のおそれのある部分以外の部分	屋根以外の主要構造部を 準不燃材料とする 面積制限無し	
	ガラスネット 強化ナミタS (DW-9009) 畜産ナミタ (DW-9040)	不燃性の物品を取り 扱う荷捌き場 その他これと同等以上 に火災の発生の恐れ の少ない用途	その他これらと同等以上に火 災の発生の恐れのない用途 ・通路、アーケード、休憩所 ・十分に外気に開放された停 留所、自動車車庫(床面積30 ㎡以下)、自転車置き場 ・機械製作工場				延焼のおそれのある部分
	畜舎、堆肥舎並びに水産物の増殖場および養殖場						
簡易な構造の建築物 (開放的簡易建築物)	ポリカナミタ アルミニウム 合金製下地屋根 (DW-0114(1)) 鋼製下地屋根 (DW-0114(2))	自動車車庫(150㎡未満)		屋根、 壁	延焼のおそれのある部分以外の部分	厚さ8mm以下で、間仕切り壁を 有しないもので階数1 かつ3000㎡以内まで可 (法84条の2、 令136条9,10) ※建築物の部分にあつては、 準耐火構造の壁、 又は令126条の2第2項に 規定する防火設備で区画する	
	ポリカナミタ(32波) JISK6735認証品	スケート場、水泳場、 スポーツの練習場その他これに類する運動施設					
	ガラスネット 強化ナミタS	不燃性の物品の保管 その他これと同等以上に火災の発生の恐れのない 用途					
	畜産ナミタ 〔建設省告示 第1443号による〕	畜舎、堆肥舎並びに水産物の増殖場および養殖場				延焼のおそれのある部分	不可